

福島空港乗継先への情報発信事業（九州・四国）
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本県の魅力及び福島空港の利便性の認知拡大に向け、伊丹空港経由の乗継先就航地へ情報発信を実施し、福島空港への乗継利用者数の増、かつ福島-伊丹便の更なる搭乗者確保を目的とする。

2 事業概要

(1) 委託業務名

福島空港乗継先への情報発信事業（九州・四国）

(2) 委託費の上限額

23,158,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内

※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

(3) 委託業務内容

別紙「委託業務仕様書（案）」のとおり

なお、委託候補者選定後に提案内容を反映して決定し、仕様書を確定する。

(4) 委託契約期間

委託契約の締結日から令和9年3月19日（金）まで

3 主なスケジュールについて

日 時	内 容
9月30日（水）	公募開始
10月5日（月）	質問書の提出期限
10月6日（火）	質問書への回答
10月9日（金）	参加申込書の提出期限
10月13日（火）	企画提案書等の提出期限
10月 中旬 予定	審査結果の通知
10月 下旬 予定	契約締結

4 公募型プロポーザル参加者の資格要件について

本公募型プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加者の資格要件全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き

開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（企画提案書を提出する者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

- (5) 県税を滞納している者でないこと。

- (6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

5 募集要領の入手方法

募集要領及び参加申込書等の様式については、福島県観光交流局空港交流課のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、空港交流課窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 公募型プロポーザルに係る参加申込及び企画提案書等の提出について

(1) 質問の受付

質問については、以下により受け付けます。

ア 提出書類：質問書（様式第1号）

イ 提出期限：令和8年10月5日（月）17時まで（必着）

ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

※FAX又は電子メール送信後は電話で着信確認すること。

エ 回答方法：質問に対する回答は、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和8年10月6日（火）17時までに空港交流課のホームページに掲載する。

(2) 参加申込

本公募型プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類：①福島空港乗継先への情報発信事業（九州・四国）公募型企画プロ

ポータル参加申込書（様式第2号）

②会社概要や業務分野が記載されたパンフレット（1部）

イ 提出期限：令和8年10月9日（金）17時まで（必着）

ウ 提出方法：郵送、持参、FAX又は電子メールによること。

※FAX又は電子メール送信後は電話で着信確認すること。

(3) 企画提案書等の提出

本公募型プロポータルに参加する意思のある者は、6の(2)参加申込を行った上で、以下により必要書類を提出すること。

ア 提出書類：①企画提案書（記載内容等については7のとおり）

②本業務に類似した業務受託実績一覧

（令和5年度～令和7年度）

イ 提出部数：8部

ウ 提出期限：令和8年10月13日（火）17時まで（必着）

エ 提出方法：郵送又は持参

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(4) 提出先

各書類の提出先は、「11 問合せ先及び提出先」のとおり。

なお、提出された書類等は返却しない。

7 企画提案書類の記載内容について

原則として、事業者の特長を生かした自由提案とするが、仕様書の内容及び下記の内容を盛り込み、事業費内に収まるよう積算し提案すること。

(1) 内容

以下のアからサまでを記載すること。

ア 本事業に対する、事業者の考え方

イ 企画展（イベント）出展等について

九州・四国での企画展（イベント）出展等の取り組みを記載すること。

① 企画展（イベント）の名称

② 催行時期・場所・回数

③ 出展内容

④ 福島県内各市町村の同行・連携出展見込

ウ 乗継先旅行エージェント招請について

乗継先である九州・四国地区または他地区であっても、福島～伊丹～乗継先（九州・四国）の旅行商品を造成・販売する旅行エージェント（以下、「招請対象者」という。）を対象とした、下記の実施条件を満たす本県視察コースの内容及びその実施方法。

① 招請対象者は、福島空港を活用した旅行商品の造成に意欲がある旅行代理店等の商品企画担当者若しくは責任者又は本県への旅行商品を取扱うカウンター営業の担当者若しくは責任者とする。

② 招請対象者の募集人数は、1社あたり1名、または2名までとし、合計10名

程度とすること。

- ③ 視察の全行程には、福島県空港交流課職員 2 名程度（以下、「県同行者」という。）を同行させること。

なお、県同行者の人数や詳細については、契約締結後、委託者と受託者との協議により決定するものとする。

- ④ 視察の実施は、令和 9 年 1 月～3 月頃に 1 回以上開催を想定し、2 泊 3 日以上
の行程とすること。

なお、公募型企画プロポーザル提案者が本事業実施により、より誘客効果が高くなると見込まれる時期・回数がある場合は、その理由を提案書に明記する場合は、この限りではない。また、視察行程の具体的な実施日については契約締結後、委託者と受託者との協議により決定するものとする。

- ⑤ 福島空港は、原則往復利用すること。

なお、やむを得ない事由がある場合は片道利用を可とするが、その場合は理由を明記すること。

- ⑥ 視察地は、福島県内における観光地、宿泊施設、商業施設又は体験・学習施設等（以下、「施設等」という。）を基本とするが、福島空港の利用圏域である近隣県（栃木県または茨城県）内の施設等を含めることも可能とする。ただしその場合、近隣県の施設等数は、全体行程のうち福島県内の視察先未満の数とすること。

なお、宿泊は福島県内に 1 泊以上とし、近隣県での宿泊も可とする。

- ⑦ 宿泊先における部屋の定員は 1 名あたり 1 室とし、宿泊施設及び部屋タイプ等を自由に提案すること。

- ⑧ 行程中の食事（朝食、昼食、夕食）はすべて本事業内において受託者が手配することとし、その費用は委託料から支出すること。

なお、宿における食事内容について明記すること。

- ⑨ 視察実施にあたっては、添乗員を 1 名同行させること。また、必要に応じ施設等の担当者を現地案内人として配置し、配置する場合はその旨を企画提案書に明記すること。

- ⑩ 視察行程内において、必ず、商談会を実施すること。商談会は下記条件を満たすものとする。

(ア) 商談時間 90 分、休憩 10 分の計 100 分以上の時間を確保すること。

(イ) 商談会開催場所は、視察行程における宿泊先の会議室等を活用しても構わないものとする。

(ウ) 招請対象者全員を、商談会に参加させること。

(エ) 商談会には、視察先を含む県内及び近隣県の施設等及び交通事業者を広く参加させるものとする。

- ⑪ 全視察行程における移動手段は、ジャンボタクシー又はバスなど、招請対象者、県同行者及び添乗員の全員が同一行動をできるものとし、その仕様を企画提案書に明記すること。

- ⑫ 本事業を実施するために必要な、招請対象者の旅費、施設等の入場料、飲食費等は委託料から支出すること。

なお、県同行者の宿泊費用等は含めないものとする。

- ⑬ 視察への招請対象者募集、就航先旅行会社に対する福島空港を活用した旅行商品造成のメリット及び県内観光地等を周知するための情報発信の手法

- ⑭ 視察終了後に実施するアンケートの項目案及びその手法

なお、詳細内容は契約締結後、委託者と受託者との協議により改めて決定するものとする。

- ⑮ 作業工程・スケジュール

- ⑯ 管理運営体制及び進行管理の方法

- ⑰ その他、仕様書（案）で示す内容

- ⑱ その他、仕様書（案）及び実施要領記載以外の、事業者の特長を生かした旅行者（誘客）拡大のための内容及びその手法 （自由提案）

エ 乗継先就航地の広告について

以下各項目により、「ふくしまの今」の情報発信の展開への取り組みを記載すること。

- ① 広告実施時期

- ② 広告の対象（世代・地域など）

- ③ 広告に活用するメディア

- ④ 広告内容

オ 当事業の業務実施体制を記載すること。

カ それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう記載すること。

- (2) 本業務に類似した業務受託実績一覧（令和5年度～令和7年度）

- (3) 様式

様式は任意。日本産業企画A4版で両面10枚以内（総頁数：20枚以内）とする。なお、表紙及び(2)は枚数に含まない。また、印刷は片面、両面を問わない。

8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 不適格事項

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本公募型プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。

ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 企画提案書の積算見積額が予算額を超えているもの。

- (2) 複数提案の禁止

参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことは出来ない。

- (3) 辞退

「参加申込書（様式第2号）」を提出した後に辞退する際には、辞退届（任

意様式)を提出すること。

なお、「辞退届」提出後の、辞退の撤回は認めない。

(4) 費用負担

提出書類の作成に要する経費は全て提案者の負担とし、謝礼金等の支払は行わない。

9 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

提案された企画提案書を別途設置する「公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」)が審査を行うものとする。

公募型プロポーザルの選定方式により、各参加者からの企画提案書を受け、審査委員会はこれを書面審査により総合的に評価し、業務委託予定者(単独随意契約の予定者)を選定する。

(2) 審査基準及び配点

ア 下表の審査項目及び評価基準により審査を行う。

審査項目		評価の視点	配点
業務遂行能力等	業務体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。また、不測の事態が生じたときにも臨機応変に対応できる体制が確立されているか。	10 点
	スケジュール	・業務を円滑かつ効果的に実施できるスケジュールであるか。	10 点
	業務実績	・本業務と類似業務の受注実績があるか。または、旅行客獲得（拡大）に関し、特筆すべき業務成果はあるか。	10 点
企画提案内容	実施方針（業務理解）	・本事業の目的や業務内容を理解しているか。 ・業務仕様書に記載した要件を満たしているか。	10 点
	企画展（イベント）出展	・企画展（イベント）の選択理由、出展内容が明確であり、本県の魅力を盛り込んだ、最新の情報発信が可能なものであるか。	15 点
	エージェン트招請	・招請者の選定理由、福島空港を利用する旅行商品造成が期待できる理由が明確であるか。 ・視察コースの内容に本県の観光魅力等が分かりやすく盛り込まれ、福島空港を活用する旅行商品の造成に繋がることが期待できるものとなっているか。 ・移動手段、宿泊等施設（施設内容・飲食内容・部屋タイプ等）の選択が的確で、福島空港を活用する旅行商品を造成する際の意欲を駆り立てるものとなっているか。商談会の会場等も含め視察コースに設定されているか。	15 点
	乗継先就航地広告	・広告は伊丹・乗継先就航地を中心として空港利用圏域で広く周知が行われるものであるか。本県の魅力の情報を発信する計画として、広告実施時期・活用するメディアの種類・内容等が具体的に示されているか。	15 点
	独自提案	・仕様書に記載されていない活用可能な提案があるか。	10 点
	業務経費	・積算単価や数量が妥当であるか。 ・仕様書及び提案内容と整合性があるか。	5 点
合計			100

イ 評価方法

審査項目毎に以下の評価基準により評価点を付す。

評価点			評価
15 点満点	10 点満点	5 点満点	
15～13	10～9	5	優れている
12～10	8～7	4	やや優れている
9～7	6～5	3	普通
6～4	4～3	2	やや劣る
3～1	2～1	1	劣る

(3) 業務委託予定者

ア 審査会において審査委員ごとに企画提案書の評価・採点を行い、評価点平均が60点以上で評価点の合計が最も高い者を業務委託予定者とする。

その際、同評価点の企画提案者が複数あった場合は、低価格者を業務委託予定者とする。

イ 企画提案者が1者のみであるときは、評価点平均が60点以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、企画提案者全員に対し、書面で通知を行う。

また、審査結果を空港交流課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表する。

【結果通知及び公表：令和8年10月下旬 予定】

(5) 契約の締結等

ア 仕様書の協議

業務委託予定者は実施計画書を提出し、業務委託予定者と県が協議して、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は、業務委託予定者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおり反映されない場合がある。

イ 契約金額の決定

協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は委託費の上限額を超えないものとする。

ウ 電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、福島県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。業務委託予定者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」に必要事項を記載のうえ、委託者の契約事務担当課宛てに電子メールにより提出すること。

(※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。)

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのペ

ージを参照すること。

電子契約サービスのページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html>

エ その他

この手続きに参加した者が、参加資格のいずれかを満たさないこととなった、または見積徴取の結果、契約締結に至らなかった場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と契約の協議をする。

10 その他

- (1) 県で実施する他の関連事業との連携に配慮し、相乗的な効果の発現に努めるものとする。
- (2) 本事業の実施に必要な資材は可能な限り県内企業から調達すること。
- (3) 企画提案のあった規模を下回ることとはできないため、実現可能な提案とすること。
仮に実施計画書の内容を実施できない場合には、県と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能であるが、内容によっては委託料の減額となることがある。

11 問合せ先及び提出先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎11階）

福島県観光交流局空港交流課（担当：主事 在津）

電話：024-521-7127 FAX：024-521-7913

E-mail：fkskuko@pref.fukushima.lg.jp